

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十年四月二十日から同年五月七日までの間縦覧に供します。

平成三十年四月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称			
山村 純	桜井市大字谷一五四番地 の八	檀原市別所町三一 番一ほか二筆	
山村 純	桜井市大字谷一五四番地 の八	桜井市大字大福八七 一番一	
株式会社空土	奈良市水間町一二四番地 の一	奈良市小倉町一二二 一番ほか三筆	

二 申請年月日

平成三十年四月十日